

## 新しくなる学校教育と法教育

司法書士法教育ネットワーク  
事務局長 小牧 美江

## 司法書士の「法教育」活動

昭和57～58年頃から 市民法律教室活動

平成10～11年（1998～1999年）以降

主として高校での法律教室活動が活発化

背景 平成 9年 国民生活センター相談件数40万件超

平成10年 自己破産申立10万件超 自死者3万人超

平成15年（2003年）以降

「法教育」の考え方を取り入れ、発展



## 司法書士が伝えようとしてきたこと

こんな被害に遭わないでほしい（法律の知識）

相談する専門家・司法制度を知ってほしい

おかしいことは

社会に問いかける人になってほしい

\* 法律教室活動の中心テーマ  
契約法の基礎 悪質商法 多重債務問題  
最近では  
多重債務問題の背景等に視点をおく授業  
(貧困問題、労働問題、DV問題、etc)や  
支援学校、児童養護施設などでの授業も

司法書士を講師として派遣した学校数の推移

	実施 都道府県会数	高等学校	専門学校	短期大学	大学	養護学校	中学校	講演	合計
1999年度	23会	228校	4校	2校	-	2校	4校	-	240校
2000年度	32会	248校	4校	4校	1校	1校	-	-	258校
2001年度	37会	329校	1校	4校	2校	2校	1校	1校	340校
2002年度	34会	361校	1校	2校	1校	1校	1校	-	367校
2003年度	39会	474校	-	-	-	-	-	-	474校
2004年度	40会	533校	-	-	-	-	-	-	533校
2005年度	39会	579校	3校	3校	6校	3校	8校	3校	605校
2006年度	41会	583校	21校	7校	10校	7校	2校	8校	638校
2007年度	40会	484校	7校	5校	7校	8校	5校	14校	530校
2008年度	41会	517校	10校	4校	7校	6校	7校	8校	559校

## ところが・・・課題も発生？

- 経験の蓄積、共有が不十分？
- 組織化ゆえの機動力不足？
- 地域間の格差・温度差？
- 実務最前線の課題を活かしているか？
- 教育の現場と連携しているか？

それならば！

誰でも参加できるネットワークを！

## 司法書士法教育ネットワーク

<http://laweducation.sakura.ne.jp/>

2007年4月8日発足

「ゆるやかに、気長に、そして楽しく！」

### 【これまでの主な活動】

- ホームページでの情報発信
- 総会記念研究会の開催
- 会報「あゆみ」の発行
- メールニュース
- 賛助団体向けニュースレター
- アイデアメーリングリスト
- 教材CDの会員限定有償配布
- 消費者教育ガイドブックの発行
- 地域巡回交流会の開催





## 学習指導要領の改訂

### 新しくなる学校教育

### 「学習指導要領」とは

教科書が変わる  
学習内容が変わる

文部科学省が告示する  
教科・科目、教科外活動の目標や内容の基準  
\*文部科学省による公式解説＝学習指導要領解説

小学校＝平成23年度（2011年度）から全面実施  
中学校＝平成24年度（2012年度）から全面実施  
高等学校＝平成25年度（2013年度）から年次進んで実施

（詳細情報は、下記文部科学省HP）  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/new-cs/index.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/index.htm)

### 学習指導要領 ……改訂の注目点

- 消費者に関する学習の充実
  - ⇒ 家庭科 社会科・公民科
- 法教育の内容の導入
  - ⇒ 社会科・公民科 家庭科も関連
- 知識・技能の習得と  
思考力・判断力・表現力等の育成のバランス
  - ⇒ 各教科で「言語活動」の充実



## 法教育 とは ？

### 「法教育」 ……どんな教育？

法律専門家を養成する法学教育とは別に、一般の市民、児童・生徒にとって必要な、基礎的な「法的リテラシー」を養成する教育

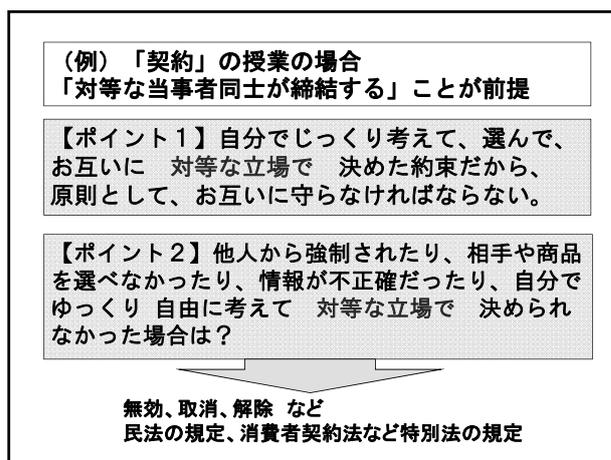
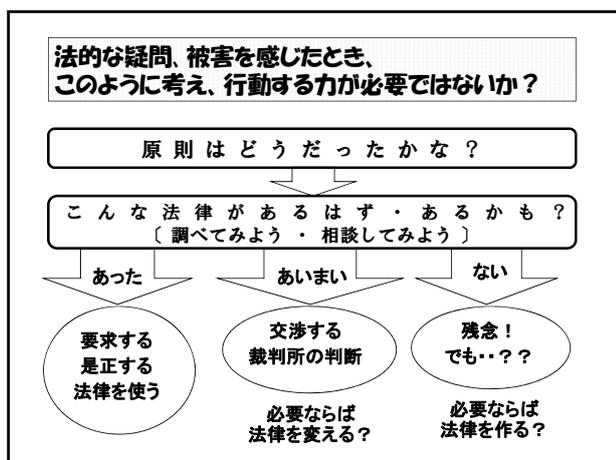
「法的リテラシー」とは  
＝法、法形成過程、司法制度に関する基礎的知識・技能などの資質を身につけ、これを主体的に活用していく能力

法務省 法教育研究会報告書（2004年）の見解  
＝法や司法制度、これらの基礎になっている価値を理解し、法的なもの考え方を身に付ける（ための教育）

### 「法教育」で養成したい力とは

#### 法的な疑問・被害を感じたときに動ける力

- 基礎・基本、判断材料となる法律の知識  
情報の収集・活用能力、社会問題を読み解く力  
法的思考・判断の基準となる法的原理・価値の理解
- 相談機関・専門家・司法制度に  
アクセスする力の育成
- 消費者・権利者としての主体的な行動  
司法判断を求める行動、立法・法改正への行動



**「消費者教育」・・・どんな教育？**

**購入者としてのバイマンシップ を養成する教育**  
消費者が商品・サービスの購入などを通して  
消費生活の目標・目的を達成するために必要な知識や態度

“かしこい” 消費者 +

**市民・主権者としてのシティズンシップ を養成する教育**  
消費者の権利と役割を自覚しながら、  
個人として、また社会の構成員として自己実現していく能力

社会にはたらきかける消費者 = 消費者市民社会の構成員

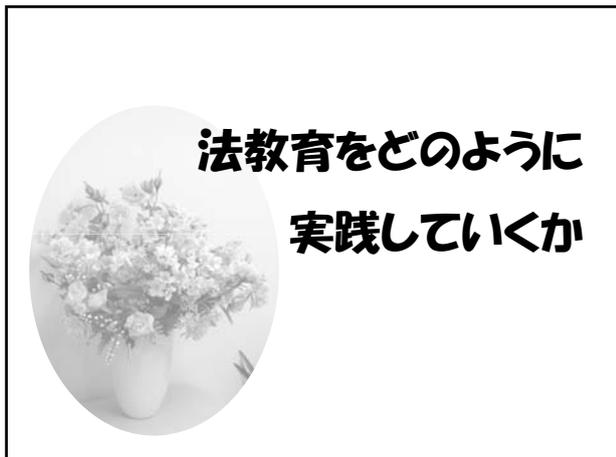
**法教育としての消費者教育**

契約などの消費者問題に関連する  
「法についての学習」  
「司法制度についての学習」  
「法形成過程についての学習」を通じて  
消費者として  
「法的な疑問・被害を感じたときに動ける力」  
を養成する教育

消費者が批判的精神をもち、主張、行動し、消費を通じて積極的に社会参加する市民が構成する「消費者市民社会」を展望する教育と合致

**消費者の権利と責任**

<b>【権利】</b>	<b>【責任】</b>
1. 基本的生存の権利	1. 批判的な意識をもつ責任
2. 安全である権利	(商品・サービスの用途、価格、品質等について)
3. 情報が与えられる権利	2. 行動する責任
4. 選ぶ権利	3. 社会的関心を持つ責任
5. 意見を反映される権利	4. 環境への自覚の責任
6. 救済を受ける権利	5. 消費者として団結し連帯する責任
7. 消費者教育を受ける権利	
8. 健全な環境で暮らす権利	8つの権利は消費者基本法にも位置づけられている。



## 法教育をどのように 実践していくか

### 「法教育」の授業を考える

#### 技術・家庭科 家庭科 情報科

例) 契約（私法の原則）、消費者問題、家族の法、虐待、高齢者、成年後見、情報、知的財産、etc.

#### 社会科 公民科（現代社会、政治・経済）

例) 現代社会の見方・考え方、きまりの意義、基本的人権、司法制度、契約（私法の原則）、労働法、社会保障、資源、環境、国際法、etc.

#### 特別活動（学級会・生徒会活動、部活など）

例) 校則などのルールづくり、etc.

### 「法教育」の授業を考える

- ・日常生活の中で、身近に法律問題があること。
- ・自分たちが、（契約の）主体 であること。

→ 自分の問題だと実感してもらう。

→ 原則を学び、  
そこから問題を考えさせる。

→ 自分にできることを見つけさせる。  
例) 調べる・相談する・意見をまとめる・行動する

### 「法教育」における 法律実務家の役割は？

- 紛争予防の取組みを伝える
- 紛争当事者の実情・行動を伝える
- 法律・解釈が変わった実例を伝える  
例) 学納金返還問題 敷金返還問題 貸金業法改正
- 「相談」という行動のもつ意味を伝える

⇒ 教員との連携による授業・教材づくり  
教員の法教育研修への協力・支援